

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市子育て世帯移住・就業等支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この子育て世帯移住支援金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内において子育て世帯移住支援金申請者に対し交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟県移住・就業支援事業 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第1で規定する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1（1）で規定する移住支援事業をいう。
- (3) マッチング支援事業 県要領第4の1（2）で規定するマッチング支援事業をいう。
- (4) 起業支援事業 県要領第4の2で規定する起業支援事業をいう。

(子育て世帯移住支援金申請者の要件)

第4条 子育て世帯移住支援金を申請できる者は、申請時において第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号から第6号のいずれかの要件を満たす者の第12条の方法による申請に基づき、第11条の要件を満たす子育て世帯に対し、50万円の子育て世帯移住支援金を支給する。

- (1) 次条の要件
 - (2) 第6条の要件
 - (3) 第7条の要件
 - (4) 第8条の要件
 - (5) 第9条の要件
 - (6) 第10条の要件
- (移住元に関する要件)

第5条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住をしていたこと。

(2) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(3) 新潟市移住支援金交付要綱の第5条（1）に定める移住元に関する要件に該当しないこと。

（本市に関する要件）

第6条 第4条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 令和6年4月1日以降に、本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(2) 新潟県において新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に本市に転入したこと。

(3) 子育て世帯移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(4) 本市に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 市税を完納していること（申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。）。

(8) その他本市及び新潟県が子育て世帯移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第7条 第4条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件いずれかに該当するものとする。

(1) 一般の場合は、次に掲げる事項すべてに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業している

こと。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したもののうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(起業に関する要件)

第8条 第4条第1項第4号の要件を満たす者は、県要領第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(テレワークに関する要件)

第9条 第4条第1項第5号の要件を満たす者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(関係人口に関する要件)

第10条 第4条第1項第6号の要件を満たす者は、本市に住民票を異動する直前1年以内に、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 本市が首都圏で開催する移住セミナーに参加した者。

(2) 本市が開催する移住者交流会に参加した者。

(3) 本市が関係人口創出事業に認定した事業に参加した者。

(子育て世帯に関する要件)

第11条 子育て世帯移住支援金申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、子育て世帯とする。

(1) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

- (2) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が子育て世帯移住支援金の申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。
- (3) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、新潟県において新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に本市に転入したこと。
- (4) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(子育て世帯移住支援金の申請)

第12条 子育て世帯移住支援金申請者は、子育て世帯移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式1)及び本人確認書類を本市に提出する。この場合において、次の各号の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

- (1) 第5条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条から第10条のいずれかの要件
- (4) 第11条の要件

(子育て世帯移住支援金の支給方法)

第13条 第12条の申請が第5条から第11条までに規定する要件に該当すると認めるときは、子育て世帯移住支援金交付決定兼確定通知書(様式3)を交付し、子育て世帯移住支援金を支給するものとする。

(子育て世帯移住支援金の全額返還)

第14条 子育て世帯移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、子育て世帯移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる子育て世帯移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
- (3) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(子育て世帯移住支援金の半額返還)

第15条 子育て世帯移住支援金の支給を受けた者が子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、子育て世帯移住支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる子育て世帯移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた

場合はこの限りではない。

(子育て世帯移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第16条 第12条の申請があったときは、子育て世帯移住支援金の申請情報、子育て世帯移住支援金受給者の就業先情報及び子育て世帯移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。

(他の補助金との併給の禁止)

第17条 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金(就業・起業)、新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)交付要綱第9条に基づく新潟市移住促進特別支援金(テレワーク移住)の交付を受けた者は、子育て世帯移住支援金の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、子育て世帯移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(宛先)新潟市長

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱第 12 条の規定に基づき、新潟市子育て世帯移住・就業等支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 子育て世帯移住支援金の内容(該当するものに○を付けてください)

移住支援金の種類	A. 就業	B. 起業	同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
	C. テレワーク	D. 関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項(該当するものに○を付けてください)

別紙 1「新潟市子育て世帯移住・就業等支援金に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙 2「新潟市子育て世帯移住・就業等支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する移住支援金の移住元に関する要件に該当しない。	A. 該当しない	B. 該当する
申請日から 5 年以上継続して、本市に居住し、かつ就業・起業事業を継続する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 関係を有するものでない	B. 関係を有するもの
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない	B. 3 親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 新潟市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

移住支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載） 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

6 補助金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他																					
										支店 本店		預金種別			普通(総合)		・	当座	・	貯蓄	
口		座		番		号															
フ		リ		ガ		ナ															
口		座		名		義		人													

※補助金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

7 添付書類

【必ず必要な書類等】

- ☐ ①写真付き身分証明書の写し
- ☐ ②別紙 1（誓約事項）、別紙 2（個人情報取扱）
- ☐ ③移住元の世帯員全員分の住民票除票の写し
- ☐ ④振込先が確認できる預金通帳の写し
- ☐ ⑤新潟市制度用の納税証明書（申請年の 1 月 1 日時点で本市に転入している者に限る。）

【該当する要件ごとに必要となる書類】

＜就業に関する要件の場合＞

- ☐ ⑥就業先企業等の就業証明書（様式2）

＜起業に関する要件の場合＞

- ☐ ⑦起業支援金の交付決定通知書の写し

＜テレワークの要件に該当する場合＞

- ☐ ⑧所属先企業等の就業証明書（様式4）

＜関係人口の要件に該当する場合＞

- ☐ ⑨関係人口であることを確認する書類（様式5）

＜移住前に妊娠中で移住後に生まれた子どもの場合＞

- ☐ ⑩移住前に発行された母子健康手帳等の写し

- ☐ ⑪出生した子の住民票の写し

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び新潟市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 新潟市子育て世帯移住・就業等支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）の居住地等その他子育て世帯移住支援金に係る要件をチェックするため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
 - 3 以下の場合には、新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱第14条又は15条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - （2）子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び新潟市は、新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び新潟市は、当該個人情報について、新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

新潟市長様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（新潟市子育て世帯移住・就業等支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合	目的達成後に離職することが前提ではない ----- ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟市及び新潟県の求めに応じて、新潟市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

新潟市長様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（新潟市子育て世帯移住・就業等支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟市及び新潟県の求めに応じて、新潟市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

新潟市長様

関係人口に関する確認書（新潟市子育て世帯移住・就業等支援金の申請用）

記

参加事業	☐ 新潟市移住セミナー ☐ 関係人口に関する事業	☐ 移住者交流会
参加年月日	年 月 日	
参加者氏名		
参加時の住所		